

市第 107 号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市南公会堂	東京都品川区西 五反田 7 丁目19 番 1 号	株式会社シグマコミュニケー ションズ 代表取締役 鈴木 利雄 社 長	横浜市南公会堂に係 る横浜市公会堂条例 の一部を改正する条 例（平成26年12月横 浜市条例第86号）の 施行の日から平成33 年 3 月31日まで
横浜市金沢公会 堂（リハーサル 室及び多目的室 に限る。）	東京都渋谷区千 駄ヶ谷 5 丁目14 番 9 号	テルウェル東日本株式会社 代表取締役 三和 千之 社 長	横浜市金沢公会堂に 係る横浜市公会堂条 例の一部を改正する 条例の施行の日から 平成33年 3 月31日ま で（当該期間内に横 浜市金沢区総合庁舎 整備事業に伴い、横 浜市金沢公会堂の会 議室及び講堂の横浜 市公会堂条例施行規 則（昭和28年 3 月横 浜市規則第 7 号）第 9 条第 3 項の規定に よる休館が終了する 場合にあつては、当 該休館が終了する日 まで）
横浜市緑公会堂	中区山下町 1 番 地	株式会社清光社 代表取締役 鈴木 良一 社 長	横浜市緑公会堂に係 る横浜市公会堂条例

			の一部を改正する条 例の施行の日から平 成33年3月31日まで
--	--	--	---------------------------------------

提 案 理 由

横浜市南公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条 の 2 （第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略）